

詐欺的な投資勧誘にご注意ください

高木証券株式会社

最近、「未公開株」、「私募債」、「ファンド（〇〇組合）・〇〇倶楽部」などの取引の勧誘と称して、高齢者のお客様のご資金をだまし取るといった事例が発生しております。お客様が被害にあわれませんように、下記にお気をつけいただきたいポイントについてまとめましたので、くれぐれもご注意いただくようお願いいたします。

記

■こんな「うまい話」にご注意ください。

- ◇この株は上場確実！ 今買えば必ず儲かります！ 元本も保証します！
- ◇もし〇〇社の株・社債を買ってくれたら、後で必ず高く買い取りますよ！

■こんな「商品の勧誘」にご注意ください。

- ◇聞き慣れないカタカナの会社名の未公開株や社債の購入
- ◇内容がよくわからない投資ファンド（投資事業組合）への出資、または各種の権利への投資
- ◇聞き慣れない外国または外国会社の債券や未公開株、海外不動産等といった海外の商品への投資

■こんな「取引」は危険です。とくにご注意ください。

- ◇投資資金を、個人名義の銀行口座へ振込むケース
- ◇投資資金を、業者名と異なる名義の銀行口座へ振込むケース
- ◇投資資金を、銀行振込ではなく預貯金を引き出して現金で渡すケース

■証券会社の社員、金融商品仲介業者、金融庁の職員などを名乗る者が不正な取引の勧誘を行う事例もございますので、十分ご注意ください。

■当社の社員、外務員、当社契約先の金融商品仲介業者が、お客様に以下のことをお願いすることは一切ございません。当社の社員等、あるいは当社の社員等を名乗る者から、不審な連絡を受けた場合には、カードの暗証番号を伝えたり、銀行への振込送金等は絶対行わず、すぐにお客様のお取引部店またはお客様相談室（0120-8625-30）にお電話でご連絡、ご相談ください。

- ◇お客様の「高木カード」の暗証番号をお聞きしたり、「高木カード」をお預りすること
- ◇私製の受領証や名刺等をお客様に交付して、お客様のご資金を受領すること
- ◇「高木証券〇〇支店（あるいは部）」名義口座以外の銀行口座（営業担当者の個人名義の口座を含む）への送金を依頼すること
- ◇現在のお取引口座を通さずに取引を行うこと
- ◇お客様との間で個人的な金銭貸借を行うこと